

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応

1 政府の対応策

(2) 労働省「外国人労働者問題研究会」

八七年一二月一二日、労働省は以下のような趣旨のもとに、「外国人労働者問題研究会」(座長＝小池和男・京都大学経済研究所長、ほか六名の委員で構成)を職業安定局内に発足させた。

〔研究会の趣旨(要旨)〕

最近における円高の進展に伴い、外国人不法就労の著しい増加が見られ、労働市場面等への影響が懸念される。一方では、わが国経済社会における国際化の進展とともに、外国人の優秀な人材を登用したいとする企業も増加している。外国人労働者の受け入れをめぐり、問題に対する社会的関心も急速に高まってきており、これらの問題への対応のあり方を早急に検討することが求められている。外国人労働者の問題は、その取扱い如何によってもわが国の労働市場や経済社会はもとより、対外関係にも重大な影響を及ぼしかねない。幅広い観点から慎重に検討し行政としての対応方針の策定に資することとする。

研究会は、以降九回にわたって開かれ、翌八八年三月二六日、『今後における外国人労働者受入れの方向』と題する研究会報告を、中村芳相に提出した。

報告書は「諸外国における外国人労働者問題の現状と対応策をはじめ、関連する諸領域の問題も含めた幅広いもの」で、三部で構成されている。

〔報告書 目次〕

- 一、我が国における外国人労働者受入れの現状と問題点
 - 1 我が国における外国人の就労の取扱い
 - 2 外国人労働者の入国と就労の実態
 - 3 外国人の不法就労問題
 - 二、諸外国における外国人労働者受入れの実態
 - 1 外国人労働者受入れの経緯と現状
 - 2 外国人労働者受入れの取扱い――労働許可制度
 - 3 外国人労働者の受入れに伴う社会的影響
 - 4 問題点の整理
 - 三、今後における外国人労働者受入れの方向と課題
 - 1 外国人労働者受入れの在り方
 - 2 「雇用許可制度」の具体的構想
 - 3 関連する諸問題
- 結 び

ここでは、「三、今後における外国人労働者受入れの方向と課題」の内容をとおして、労働省の対応策をみることにしたい。

〔三、の要旨〕

- 1 外国人労働者受入れの在り方
 - (1) 基本的考え方
 - * 「外国人労働力」の導入は、モノやカネとは異なり、広範かつ複雑な問題であり、「外国人労働者」問題として慎重に検討されるべき。
 - * 受入れの理由
 - a 国際的観点
 - イ、人的交流の促進は、国際的に貢献する。

口、外国企業の進出の増加、わが国企業の海外進出に伴い、人材の確保が経営戦略上重要。

ハ、開発途上国援助は経済援助や技術協力を強化していくことが基本。労働政策としても、相手国の国内における雇用機会の創出に協力、研修生の受入れ、職業訓練等を通じて技能労働力の養成という方向が重要。

b 国内的観点

イ、企業の経営戦略から外国人能力の有効活用を図る動きがある一方、労働力不足を背景に外国人労働者の導入が主張されるが、後者は、以下のような問題を孕んでいる。

第一、外国人労働者に依存すべきほど労働力不足が深刻な状態になっているのかどうか。経済情勢が悪化した場合に外国人の単純労働者が最も影響を受け易く、失業の発生につながりやすい。

第二、労働力不足には、雇用機会の質的改善での対応が先行すべき。

第三、労働力不足の解消は、労働力需給調整の円滑化や職業能力開発の推進等によることが最重要。

* 受入れ方針の考え方は次のとおりである。

第一 我が国経済社会の発展に寄与するとともに、相手国の経済社会の発展にも貢献していく受入れの在り方を目指す。

第二、雇用失業情勢や労働条件等で悪影響を与えたり、労働市場の秩序の混乱や、経済・雇用構造の改善を阻害するような受入れは行わない。

第三、不法就労の発生の防止と適正な労働条件を確保するため、実効あるコントロールの方法が必要。

* 導入は、西欧諸国の経験にみられるように、定着化等に関連して、医療、住宅、その他社会生活上の諸問題を起こすおそれが強い。

(2) 受入れの範囲

* 具体的範囲については、以下のような条件付けを行う必要がある。

第一、職種・技能の内容からみて、専門性と一定の水準が不可欠である。このような労働力は我が国の経済・社会の発展にとって有益なものである。

第二、外国人の持つ知識、技術・技能、経験等の活用を図り、外国人ならではの分野について、積極的な受入れを考えていく必要がある。

* 単純労働者については、従来どおりの方針を維持していくことが適当。諸外国との関係においても、単純労働者を受入れるより、技能者を養成して相手国の経済発展を担う人材育成に資する必要がある。

* 技術移転で相手国の経済社会の発展に貢献するには、留学生や技術研修生の受入れ拡大に努め、また習得した知識・技能等の実践の機会を与えるため、一定期間の就職を認めることも必要である。

(3) 受入れ体制

* 受入れに当たっては、次のような点に留意した体制の整備が必要。

イ、不法就労を誘発するような企業のニーズを抑制するため、許可された場合以外の外国人の雇入れを禁止する。また許可なく雇用した事業主や無許可の雇用を斡旋した仲介者には、罰則をもって対処する。

ロ、受け入れた労働者については、労働基準法等の労働関係法規の厳正な適用を図り、労働条件等の面で国内労働者と同等の待遇が確保されなければならない。

ハ、事業主については、適正な雇用管理を義務付け、また福利厚生面への配慮に努力させる。

* 欧米諸国の労働許可制度も参考にしつつ、特定の事業主と特定の外国人労働者との雇用関係を律する制度として「雇用許可制度」が、ひとつの構想として提起される。

「雇用許可制度」は、次のような点に留意することが重要である。

イ、入国の時点だけではなく、国内労働者と同等の労働条件の下で就業を続けていくことまでを含めて考えていくべき性質のものであり、すぐれて労働政策的な観点からの対応が必要。

ロ、就労を認めるかどうかは、国内労働市場との関連もあり、高度の専門的な判断能力が要求される。

* 「雇用許可制度」は、現行の入国・在留管理制度を補強するものとして構想していく。現行制度との関連を十分整理する必要がある。

2 「雇用許可制度」の具体的構想

(1) 制度の趣旨

* 受入れの在り方としては、「雇用許可制度」を中核とする新たな労働力需給調整の仕組みを設けていく必要がある。

* 制度の対象は、専ら雇用関係の成立が予定されている場合であり、自営業者等については対象とならない。また、永住権を有する外国人や難民も対象とならない。

(2) 受入れ範囲

受入れ範囲を以下のように再編成し、拡大する方向で検討する。

イ、相当程度以上の知識、判断力、技術・技能を要する専門的、技術的又は管理的な職業であって、国内において確保が困難なものについては、拡大の方向で検討する。

ロ、我が国での技術研修の終了者で、実務経験を必要とするものについては、新たに受入

れの対象とする。

ハ、留学により、国内の大学を卒業した者が、一定の実務経験を必要とするために国内の企業に就職する場合も、新たに受入れの対象とする。

二、留学生又は就学生のアルバイト的な就労については、基本的に現行どおりでよいが、何らかの適正化を図る。

(3) 雇用許可

* 国内で、事業主が外国人を雇用する場合には、事前に雇用許可の取得を必要とし、許可なく雇い入れることを禁止していく。ただし、この場合でも永住者はもとより、一定の在留資格(教授等)を有する者については例外とする。

* 許可条件

イ、賃金その他の条件について、国内労働者との同等の待遇がなされること。

ロ、雇用管理を適切に実施できる能力を有していること。

ハ、労働関係法令等に違反する行為がないこと。

* 許可には一定の期限を付し、必要に応じて更新も認めていく。しかし、実務経験的な就労に就く者は、原則として認めない。

* 制度の実効性を図る観点から、雇用許可なく外国人を雇用した事業主に罰則を通用する。雇用許可なく就労する外国人労働者の斡旋も禁止し、斡旋者に対しても罰則を通用すべきである。

(4) 事業主による雇用管理

事業主に対し、雇用管理面での義務づけが必要。

イ、雇用管理者の選任等の実施体制の整備。

ロ、外国人労働者名簿の作成と必要な事項についての行政機関への報告。

3 関連する諸問題

* 就職に係わる相談・援護の体制や事業主に対する指導体制の整備、海外での募集活動の取り扱い、さらに、社会・労働保険の適用の在り方、住宅等の生活問題も考慮を要する。

* 制度の実施は、国内労働市場の需給調整と雇用関係諸問題を担当する行政機関があるなど、体制整備を図る必要がある。

* 技術研修生の積極的な受入れのためには、現在の在り方を見直していく必要がある。

「研究会」での検討がおこなわれている間も、労働省は、急増する不法就労外国人労働者問題にたいする対策を実施している。たとえば、八八年一月二六日には、各都道府県労働基準局長・都道府県知事あてに「外国人の不法就労等に係わる対応について」と題する通達を出し、「一、不法就労の取り締まりの強化、二、不法就労防止のための事業主や関係諸団体への協力要請、三、定着居住者への配慮」を指示している。また、二月一二日には、経団連、日経連など四〇の経済団体に、入管法に違反する外国人を雇用しないことへの協力を要請した。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
